

令和6年第1回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年1月29日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について
- 日程第9 議案第5号令和6年度標準農作業料金表及び賃金表の決定について

令和6年第1回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 5 ）

日程第6

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第7

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用
集積計画の承認について

可決（ 32 ）

日程第8

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地
利用集積等促進計画の承認について

可決（ 10 ）

日程第9

議案第5号令和6年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

可決（ 1 ）

令和6年第1回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 1月29日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 10時00分開会

3. 会期日程 1月29日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 10 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 1 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 4 番委員の中石 均さんと 5 番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 6 件 12 筆 8,837 m²、うち田が 10 筆 7,432 m²、畑が 2 筆 1,405 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 1 番から 4 頁 6 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第 4、報告第 2 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計2件2筆1,473㎡、うち田が1筆1,251㎡、畑が1筆222㎡でございます。詳細につきましては、総会資料6頁1番から2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計5件7筆6,624㎡、うち田が6筆6,402㎡、畑が1筆222㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の8頁1番から5番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和6年1月4日、受人：株式会社〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字走持〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：966㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号1番は1月25日に第3ブロック委員3名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営を行っております。機械能力もあり、農作業に従事する家族は7名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 2 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 4 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字和田〇〇〇番〇、地目：畑、面積：222 m²です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。航空写真をご覧くださいと、申請農地は受人宅の西側徒歩 1 分ほどのところになります。受人は現在会社員として働く傍ら、義理の父の農業の手伝いをされた経験もあり、農作業歴は 10 年ほどです。受人の所有農地は無いため営農計画書が提出されております。今回の申請農地については、甘藷、ジャガイモ、玉ねぎ、きゅうり等露地野菜の栽培を計画されており、収穫した野菜については自家消費する目的での農地の取得になります。農機具については受人が所有する小型耕運機、義理の父の所有する噴霧器を使用する予定です。労働力は受人 1 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 2 番は 1 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認及び本人聞取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の隣に住んでおり、家族の成長に伴い、今後自家消費用の野菜を栽培し、子どもたちの食育になればと家族で話していたところ、渡人より売却の話がありました。今回申請する畑には自家消費用のジャガイモ、玉ねぎ、きゅうり等の野菜を栽培することです。申請地は自宅の隣で面積も 222 m²と受人の条件に合ったものです。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 3 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字鶴ヶ平〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：2,339 m²です。こちらは贈与による所有権移転となっております。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

受付番号 4 番についても説明をお願いします。

事務局

受付番号 3 番と 4 番は受人が同じ方なので、続けて説明をいたします。

受付番号 4 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字鶴ヶ平〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：2,671 m²です。こちらも贈与による所有権移転となっております。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 3 番、4 番は 1 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認、調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住ですが、〇〇地区に実家があります。受人の所有農地も今回の申請地周辺に 1 町 5 反ほど所有されており、水稻を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、実家の倉庫にトラクター、田植え機、コンバイン等の農機具を所有されているのを第 3 ブロック委員 3 名で確認をしております。機械能力もあります。受付番号 3 番の渡人については受人の叔母、受付番号 4 番については叔父になります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 5 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：426 m²です。こちらは渡人の農業廃止、受人の増反による所有権移転売買となっております。こちら農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 5 番は 1 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場調査確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で、教員を退職後、水稻を栽培しております。機械も充実し、農作業に従事する人は 2 名です。申請地は 2～3 年耕作されてなく、隣接する受人の農地の拡大のため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、受付番号 1 番から 5 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 1 番から 5 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 4 件 4 筆 1,475 m²、うち畑が 4 筆 1,475 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。
総会資料 10 頁 1 番から 11 頁 4 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 1 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：945 m²です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は貸駐車場になります。こちらの農地は準工業地域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員 (内村介貞)

受付番号1番は1月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。
場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は運送業及び不動産業を営んでおり、申請地を新規事業として、子会社である〇〇〇〇に貸駐車場として貸し出す予定です。周囲にブロック塀を設置し、雨水については敷砂利のため地下浸透及び道路側溝へ自然放流するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 2 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字西原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：70 m²です。贈与による所有権移転で、転用目的は通路敷地になります。農地区分は 10ha の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定である農地法施行規則第 35 条第 5 号に掲げる既存施設の拡張に該当することから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 2 番は 1 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地と農地の境界がよく分からない状況でしたが、一応確認をいたしました。申請地につきましては、〇〇〇〇から北側に 200m 程入ったところであります。転用につきましては、大型トラックの出入りが町道から進入するのに間口が狭く不便であることから、道路幅を広くしてほしいと借り主からの要望があったため、隣接する土地所有者に相談をしたところ、申請地を贈与してくださるということで通路敷地として所有権移転をするものです。農地との境界にブロック塀を設置し、周辺農地に被害がないようにし、雨水については地下浸透ということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 3 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：447 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は建売住宅 2 棟になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 3 番は 1 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇という不動産業を営んでいる会社です。今回、建売住宅 2 棟を建設するための申請になります。生活排水等は公共下水道へ接続され、雨水については東側道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 番、受付年月日：令和 6 年 1 月 10 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：13 m²です。こちらは売買による所有権設定で、転用目的は通路になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 4 番は 1 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の南側に 2 筆土地を所有されていますが、北側道路からの接道がなく、また道路幅も 4 メートル以上を確保するために申請地以外の通路部分を含む 4 筆を今回共有通路として取得するために申請をされたものです。今回は住宅建設の計画はないため、生活排水等は発生せず、雨水については地下浸透及び北側道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 1 番から 4 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 1 番から 4 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 4 件 20 筆 16,238 ㎡、うち田が 18 筆 14,352 ㎡、畑が 2 筆 1,886 ㎡でございます。利用権設定につきましては、合計 28 件 48 筆 46,706 ㎡、うち田が 42 筆 39,468 ㎡、畑が 6 筆 7,238 ㎡、でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 13 頁 1 番から 14 頁 4 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 15 頁 1 番から 20 頁 28 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 13 頁 1 番から 14 頁 4 番まで、利用権設定に関する総会資料 15 頁 1 番から 20 頁 28 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 10 件 27 筆 21,170 ㎡、うち田が 26 筆 18,749 ㎡、畑が 1 筆 2,421 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 23 頁 1 番から 24 頁 10 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 23 頁 1 番から 24 頁 10 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 5 号令和 6 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号令和 6 年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてでございます。農作業料金及び賃金表につきましては、総会資料の 26 頁をごらんください。内容につきましては、今月の全体協議会で説明をさせていただきましたが、県普及センターの情報を受け、関係組織との協議のうえでの料金表となっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

今、事務局の説明がありましたとおり、先の全体協議会でも説明をしていただきましたが、これについてなにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 5 号令和 6 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 5 号令和 6 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。1 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第1回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 11 時 00 分